

法務省

東京矯正管区

Tokyo Regional Correction Headquarters

明日を信じる——



THE LAST DEFENSE LINE

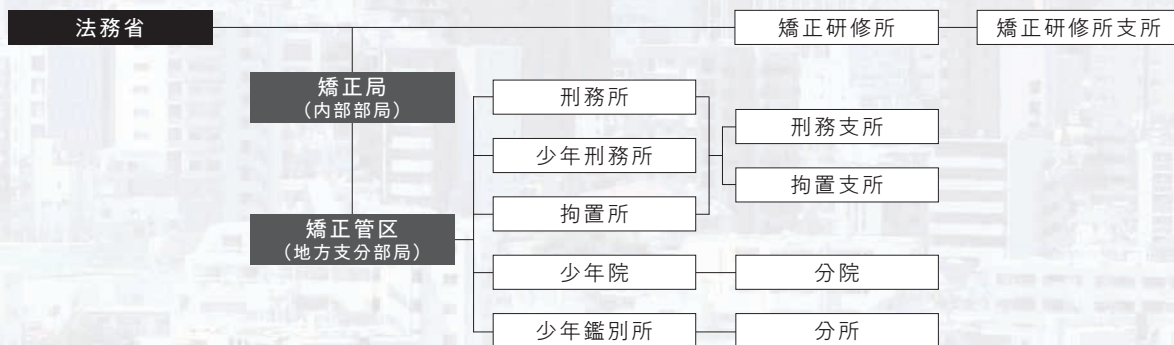
私は、目の前のあなたに 何ができるか

人と関わり、人と向き合う仕事

—東京矯正管区—

矯正の機構

矯正局は、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）の保安警備、作業、教育、鑑別、医療、衛生など矯正施設に収容されている者に対する処遇に関する事務、矯正に関する法令案の作成に関する事務、矯正施設の組織・運営に関する事務、国際受刑者移送法に関する事務などを行っている法務省の内部部局です。



矯正ロゴマーク



黄のCは「CHANGE（改革・変革）」を赤のCが「CHALLENGE（改革への挑戦と情熱）」を青のCが「COOPERATE（国民との協働）」をそれぞれ表し、三つのCを貫く緑のSは、社会（SOCIETY）に貢献し、社会に支えられる存在になるという決意を表しています。

(R6.4.1 現在)

東京矯正管区

矯正管区は、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所の適切な運営の管理を図ることを目的として設置された法務省矯正局の事務を分掌する機関（地方支分部局）で、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の全国8か所に設置されています。

このうち、東京矯正管区は、関東地方1都6県に新潟県、長野県、山梨県及び静岡県を加えた地域に所在する、刑務所等18庁、少年院13庁、少年鑑別所12庁、刑務支所1庁及び拘留支所24庁の合計68庁を管轄し、これらの施設の運営全般にわたって指導監督することを主な業務としています。



管区長



矯正で働く人たち — 矯正管区 —



平成 17 年 刑務官採用

採用から15年が経過し、その多くは、刑事施設の刑務官として、受刑者処遇の最前線で勤務してきましたが、7年目には、矯正研修所支所(矯正職員に対する研修機関)の教官として勤務した時期もあります。現在は、これまでの仕事とは大きく異なり、矯正管区の保安係長(訟務担当)というポストで、当管内の被収容者等が国を被告として提起した民事訴訟(刑事施設の措置を請求原因にするものが多い。)等について、国の立場から裁判所に対して申立てや主張・立証等を行う仕事に従事しています(実際に裁判所に出廷して弁論等を行います。)

訟務の仕事は、法務局等の関係機関との連携が極めて重要であり、また、専門性が高く、法的な知識も必要であるため、困難を感じる事が少なくありませんが、国の代表である法務大臣から訴訟代理人として指定されているという誇りと使命感をもって、充実した仕事をさせていただいています。

刑務官としての仕事の魅力は、受刑者処遇等にあることはもちろんですが、それにとどまらず、現場以外での広い分野で様々な仕事ができるチャンスが与えられることも魅力の一つだと思います。



平成 25 年 法務技官採用

私は、法務技官(心理)として採用されました。これまでは、心理学の知識を生かして、少年鑑別所で少年の鑑別や地域援助業務を行っていたほか、刑務所において受刑者の刑執行開始時調査等を実施していました。

現在、矯正管区では、少年矯正に関わる部署で、少年鑑別所の業務が円滑に行われるよう、施設と連携しながら、各種の問題に対処したり、職員の研修等を企画したりしています。

過ちを犯した少年の立ち直りに必要な環境を整える業務であり、少年たちの未来をつくる大切な仕事でもありますので、責任を持って取り組みたいと思います。





平成 11 年 刑務官採用

私は今まで、笠松刑務所、福岡刑務所などの刑事施設での勤務を経験し、受刑者の処遇や施設の警備の任務に就いてきました。また、公安職である刑務官には、武道の修練も求められるため、幼い頃から続けていた剣道にも励んできました。

今、私はそれらの経験を生かせる警備指導官という業務に就いています。

管内刑事施設の警備をはじめ、矯正職員に対する矯正護身術などの指導を行っています。

安定的な施設運営を実現するためには、堅固な警備力が必要となります。

「矯正を守る」ことが「社会の安全を守る」ことにも繋がるため、重要な業務だと思っています。



平成 16 年 法務教官採用

私は、法務教官として採用された後、少年院で15年間、主に矯正教育をする現場で仕事をしていました。その間、様々な少年たちと向き合いながら社会復帰をサポートしてきました。真剣に向き合う日々の積み重ねが、彼らの未来につながっていたので、妥協は許されませんでした。

現在は、受刑者が出所後に自立できるよう就労支援を行う業務に携わっています。少年たちの立ち直りと同じく、受刑者も立ち直るためには、社会での居場所が必要となります。「再犯させない社会をつくる」、それも矯正の重要な使命であるという思いで勤務しています。



矯正で働く人たち
— 刑事施設 —

刑事施設では、刑務官や法務技官らが勤務しています。
犯罪をした者を更生に導く重要な使命を背負い、明るい社会と安全安心の国づくりを目指しています。

明日を信じる…
“人と向き合う”プロフェッショナルたち



— 看とり守る仕事 —



少年施設では、法務教官や法務技官らが勤務しています。
過ちを犯した少年たちの更生に情熱を注ぎ、明るい未来へ導くことを目指しています。

矯正で働く人たち
—少年施設—



矯正で働く人たち

—各職種—

刑務官

刑務官は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の職員のうちから法務大臣が指定することとなっており、被収容者に対する制止等の措置、捕縄、手錠及び拘束衣の使用等一定の範囲の職務について、法律では、刑務官のみにその権限が認められています。

刑務官の職務は、性質上、指揮命令系統が明確であることが求められるため、階級制が採用されており、規則によって、上位の階級から順番に、矯正監、矯正長、矯正副長、看守長、副看守長、看守部長及び看守の7階級が定められています。

刑務官は、職務として、被収容者の人権に関する理解を深め、また、被収容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得し、向上させるための研修及び訓練を受けることとされており、24時間体制で被収容者の収容を確保しつつ、施設の規律秩序を維持する責務を担っています。そのため、保安事故や災害等の発生に備えた各種訓練をはじめ、矯正護身術、武道訓練等を行っています。

また、受刑者の改善更生に向けた働き掛けも刑務官の重要な仕事であり、日々受刑者の生活を指導し、悩み事に応え、必要な助言をするなど改善更生のための教育的な各種の指導も行っています。



武道訓練（柔道）



武道訓練（剣道）

法務技官（作業専門官）（福祉専門官）（国際専門官）（就労支援専門官）（修学支援専門官）

作業専門官は、刑事施設に勤務する法務技官のうち、受刑者の行う刑務作業の作業教育、職業訓練の指導、作業の安全衛生教育等の指導業務や刑務作業に必要な契約企業の確保、生産管理等の企画業務に従事し、刑務作業を技術的に支える役割を担っており、高い専門性と幅広い知識が求められます。

このほか、福祉専門官（12ページ参照）や外国人被収容者を処遇する上で必要な通訳、翻訳業務等を担当する国際専門官、被収容者に対して就労支援を行う就労支援専門官、少年院において復学・進学に向けて支援を行う修学支援専門官が配置されています。

法務教官

法務教官は、少年院や少年鑑別所のほか、刑事施設等で勤務します。少年院では幅広い視野と専門的な知識をもって、在院者の非行に焦点を当てた指導のほか、基本的な生活指導、教科の教育や職業の指導、健全な社会復帰のため

の支援等を行います。刑事施設では受刑者の改善指導に携わります。少年鑑別所では在所者の心情の安定を図りつつ、法務技官（心理）と協力して在所者の問題性や改善更生の可能性を探ります。

法務技官（心理）

法務技官（心理）は、少年鑑別所のほか、少年院や刑事施設で勤務します。少年鑑別所では、在所者に対して面接や各種心理検査を行い、資質上の特徴、非行原因、処遇指針を明らかにするほか、少年院に送致された在院者にも積

極的に関与します。また、地域の非行及び犯罪の防止に貢献するため、一般の方からの心理相談等にも応じています。少年院や刑事施設では、心理アセスメントのほか、各種処遇プログラムの実施やその効果検証等にも携わっています。

法務技官（医師等）

法務技官（医師等）は、刑務所等の矯正施設で勤務し、受刑者等の診察・治療、疾病の予防・健康管理を行います。受刑者等を改善更生させるための矯正処遇を効果的なもの

とするためには、受刑者等の心身の健康を図ることが必要不可欠です。医師のほか、看護師や薬剤師等の医療スタッフが矯正処遇の重要な役割を担っています。



准看護師

東京矯正管区の管下には、矯正職員を対象とした全国唯一の准看護師養成所があります。同養成所は昭和41年に開設し、全国から准看護師を目指す矯正職員を毎年受け入れています。入所した職員は、2年間（全日制）で、

准看護師としての知識及び技能を習得し、准看護師試験の合格を目指します。合格後は、矯正施設の医療スタッフとして勤務しています。



講義風景



戴帽式



卒業式

STAFF'S VOICE

「待つ人のために…
その想いに寄り添いたい」



採用試験

受験資格や試験日程の詳細は、法務省ホームページに掲載されています。

刑務官採用試験

受験資格

- ① 刑務 A・刑務 B：
17 歳以上 30 歳未満
- ② 刑務 A(社会人)・
刑務 B(社会人)：
30 歳以上 40 歳未満
- ③ 刑務 A(武道)・刑務 B(武道)：
17 歳以上 30 歳未満
(柔道又は剣道の実技試験を実施)



法務省専門職員（人間科学）採用試験

受験資格

- ▶ 法務教官区分
 - ① 法務教官：
21 歳以上 30 歳未満
(21 歳未満で大卒・短大卒見込み等を含む。)
 - ② 法務教官(社会人)：30 歳以上 40 歳未満
- ▶ 矯正心理専門職区分 21 歳以上 30 歳未満



医師の選考採用

応募資格

医師の免許を有する方
(※年齢不問)
(ただし、65 歳以上の場合には
3 年から 5 年の任期を定めた採用となります。)



東京矯正管区所管矯正施設配置図

刑事施設 →P.11参照

(R6.4.1 現在)



〒 312-0033 ひたちなか市市毛 847
水戸刑務所



〒 328-8550 栃木市惣社町 2484
栃木刑務所



〒 329-1493 さくら市喜連川 5547
喜連川社会復帰促進センター



〒 371-0805 前橋市南町 1-23-7
前橋刑務所



〒 264-8585 千葉市若葉区貝塚町 192
千葉刑務所



〒 290-0204 市原市磯ヶ谷 11-1
市原刑務所



〒 196-8560 昭島市もくせいの杜 2-1-9
東日本成人矯正医療センター



〒 183-8523 府中市晴見町 4-10
府中刑務所



〒 233-8501 横浜市港南区港南 4-2-2
横浜刑務所



〒 950-8721 新潟市江南区山ニツ 381-4
新潟刑務所



〒 400-0056 甲府市堀之内町 500
甲府刑務所



〒 382-8633 須坂市馬場町 1200
長野刑務所



〒 420-0801 静岡市葵区東千代田 3-1-1
静岡刑務所



〒 350-1162 川越市南大塚 6-40-1
川越少年刑務所



〒 290-0204 市原市磯ヶ谷 157-1
市原青年矯正センター



〒 390-0871 松本市桐 3-9-4
松本少年刑務所



〒 124-8565 葛飾区小菅 1-35-1
東京拘置所



〒 190-8552 立川市泉町 1156-11
立川拘置所

少年院 →P.13参照



〒 300-1288 牛久市久野町 1722-1
茨城農芸学院



〒 311-3104 東茨城郡茨城町駒渡 1084-1
水府学院



〒 329-1412 さくら市喜連川 3475-1
喜連川少年院



〒 371-0222 前橋市上大屋町 60
赤城少年院



〒 370-3503 北群馬郡榛東村新井 1027-1
榛名女子学園



〒 289-1123 八街市滝台 1766
八街少年院



〒 193-0932 八王子市緑町 670
多摩少年院



〒 196-0035 昭島市もくせいの杜 2-1-3
東日本少年矯正医療・教育センター



〒 201-0001 狛江市西野川 3-14-26
愛光女子学園



〒 239-0826 横須賀市長瀬 3-12-1
久里浜少年院



〒 940-0828 長岡市御山町 117-13
新潟少年学院



〒 399-8301 安曇野市穂高有明 7299
有明高原寮

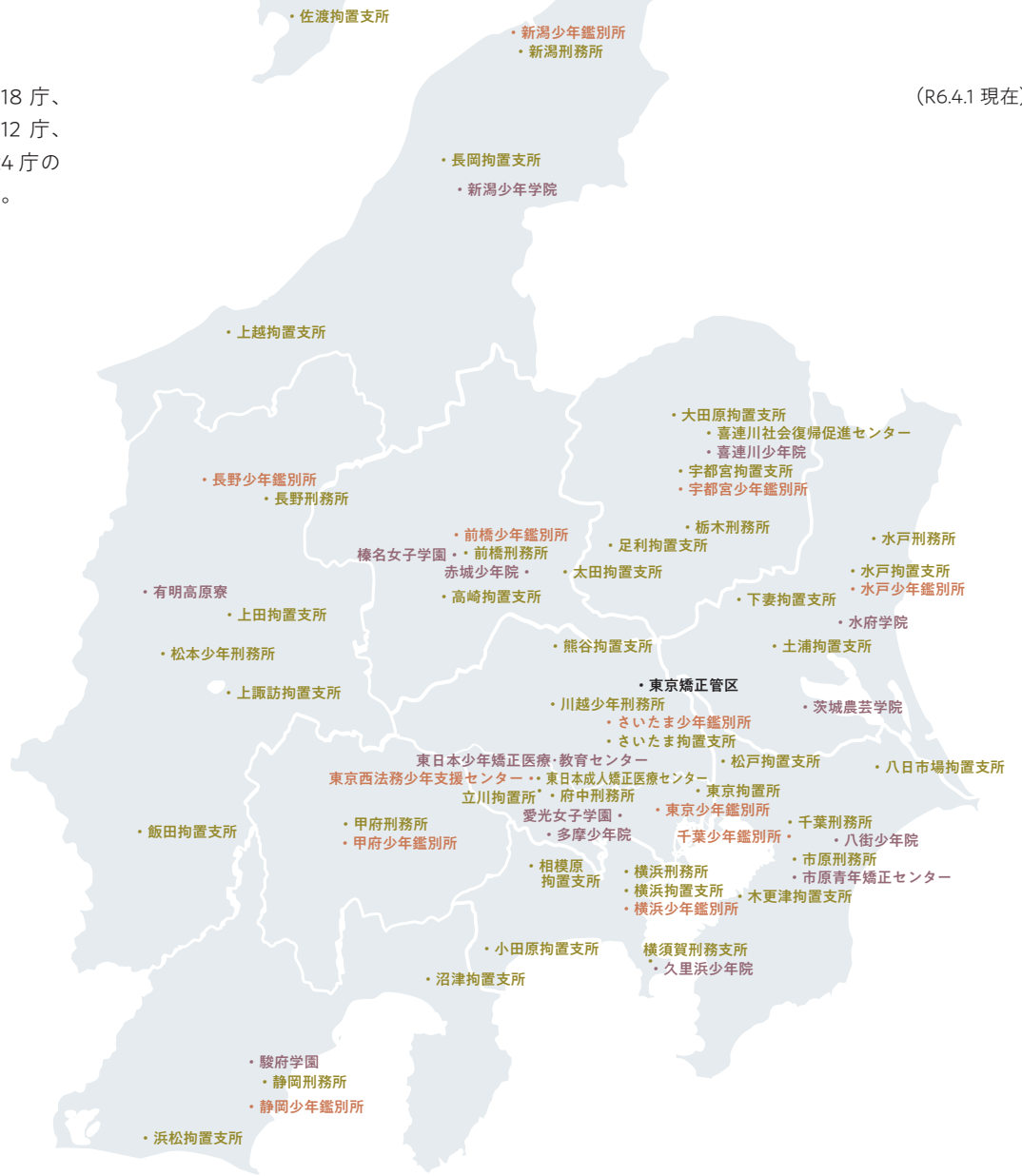


〒 421-2118 静岡市葵区内牧 118
駿府学園



東京矯正管区は、刑務所等 18 庁、少年院 13 庁、少年鑑別所 12 庁、刑務支所 1 庁及び拘置支所 24 庁の合計 68 庁を管轄しています。

(R6.4.1 現在)



少年鑑別所 → P.14 参照



〒 310-0045 水戸市新原 1-15-15
水戸少年鑑別所



〒 320-0851 宇都宮市鶴田町 574-1
宇都宮少年鑑別所



〒 371-0035 前橋市岩神町 4-5-7
前橋少年鑑別所



〒 330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-16-36
さいたま少年鑑別所



〒 263-0016 千葉市稲毛区天台 1-12-9
千葉少年鑑別所



〒 179-0084 練馬区水川台 2-11-7
東京少年鑑別所



〒 196-0035 昭島市もくせいの杜 2-1-1
東京西法務少年支援センター



〒 233-0003 横浜市港南区港南 4-2-1
横浜少年鑑別所



〒 951-8133 新潟市中央区川岸町 1-53-2
新潟少年鑑別所



〒 400-0055 甲府市大津町 2075-1
甲府少年鑑別所



〒 380-0803 長野市三輪 5-46-14
長野少年鑑別所



〒 422-8021 静岡市駿河区小鹿 2-27-7
静岡少年鑑別所

刑事施設について

刑事施設とは

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称して刑事施設と呼んでいます。

刑務所（少年刑務所を含む。）は、主として受刑者を収容し、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図るべく、矯正処遇（作業・改善指導・教科指導）を行い、円滑な社会復帰に資することを目的として設けられた施設です。刑務所の中にはPFI法（※）又は公共サービス改革法（※）を活用し、官民協働による運営が行われている施設があります。

拘置所は、主として未決拘禁者を収容し、罪証隠滅の防

止等に留意しつつ、円滑な刑事裁判の遂行に資するために設けられた施設です。

刑事施設には、適切な運営を期するための刑事施設視察委員会が設置されています。同委員会は、部外から選定された委員により構成されており、視察活動等を通じて、刑事施設の運営の実情を把握し、その運営について意見を述べる機関です。

東京矯正管区では、管内刑事施設において実施されている各種取組のサポートに努めています。

※PFI法…民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）

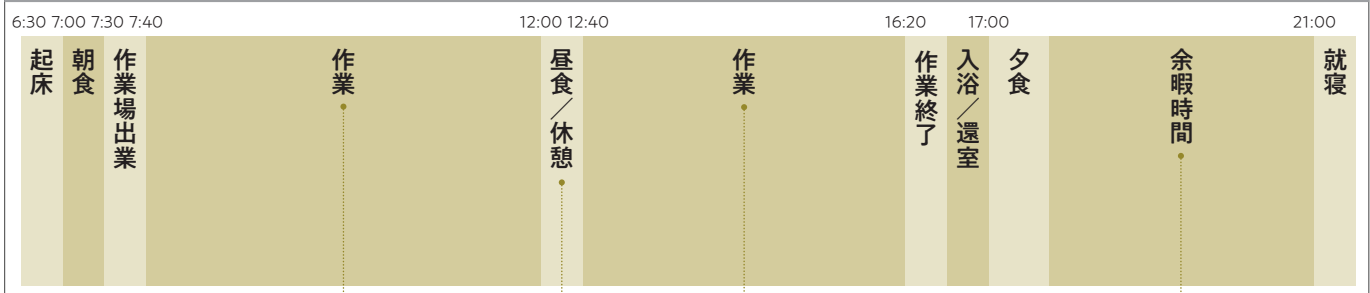
※公共サービス改革法…公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律）

受刑者の処遇

安全・安心な国づくりのため、出所者による犯罪を防止し、犯罪に戻さないため、刑事施設では、それぞれの受刑者の問題性に依じて、その改善更生を図るために必要かつ適切な矯

正処遇を行い、本人自身に罪の意識を自覚させるとともに、改善更生に向けた主体的努力を促すための働き掛けを行っています。

平日の動作時限の一例（受刑者）



洋服工場



炊場



クラブ活動



自動車整備科



CAD技術科

入所から出所まで



^{*1} 調査センター…矯正管区の管轄地域にある刑事施設で刑が確定した受刑者のうち、執行刑期が1年6月以上で、かつ、施設において刑の執行を受けたことのない26歳未満の男子等を収容し、高度な専門的知識及び技術を活用して調査を行う施設であり、東京矯正管区では、川越少年刑務所が指定されている。

^{*2} 社会貢献作業…刑務作業のうち、社会に貢献していることを受刑者が実感することにより受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰への意欲を喚起させることに資する作業。

^{*3} 福祉専門官…刑事施設等において高齢・疾病・障害により、出所後自立した生活を営むことが困難な受刑者等に対する福祉的支援を行う社会福祉士等の資格を持つ職員。

少年院について

少年院とは

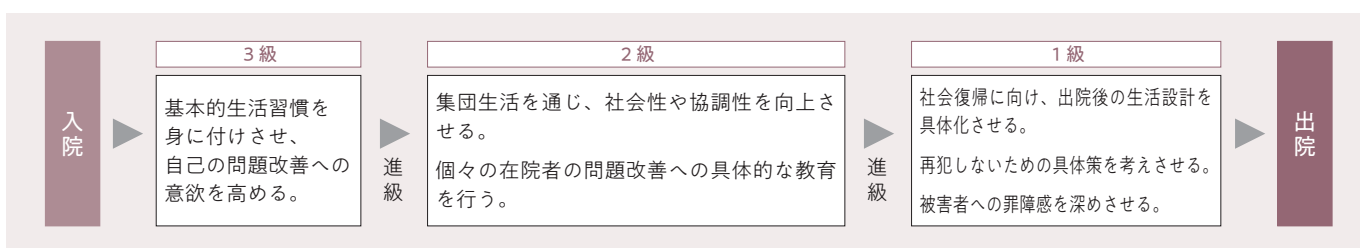
少年院は、家庭裁判所で少年院送致という保護処分決定を受けた者等を收容し、その改善更生や円滑な社会復帰を図ることを目的として、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他健全な育成に資する処遇を行う施設です。

少年院では、各施設の特徴を生かしつつ、それぞれの在院者の問題性や必要とされる教育を考慮して在院者一人ひとりの矯正教育の計画を定めた上で、その特性に応じたきめ細やかな指導を行っています。

入院から出院まで

入院から出院までを3つの段階に分け、段階ごとに具体的な教育目標を定め、段階的に改善更生や社会復帰に必要な力

を身に付けられるように指導しています。



少年院の教育活動

少年院では、在院者の特性や問題性に応じて多様な教育を実施しています。また、円滑な社会復帰を目指し、自立

した生活を営む上での必要な支援を行います。

生活指導

問題行動指導 (特定生活指導等) 薬物、性、暴力、交友関係等個々の問題性について、標準化された教育プログラムを用いて、非行に関する意識、態度及び行動面の問題を改善するための指導を行います。	個別面接 担任教官との面接を通じ、自己の問題点に引き合わせます。	基本的な生活訓練  基本的な生活習慣や、協調性、自律性等を身に付けさせます。	保護関係調整指導  保護者に対する助言等を行いながら、家族関係の改善を図ります。
---	--	--	--

職業指導

職業生活に適應するため、勤労意欲を高めさせ、基本的な事務処理能力やマナー等を身に付けさせるとともに、各種資格取得に必要な訓練を行います。



教科指導

義務教育や高等学校への進学等を希望する者に対する指導を行っています。



特別活動指導

各種行事、社会貢献活動、地域の方々との交流等を通じて、情操を育むとともに、社会性や自主性のかん養を図ります。



体育指導

基礎体力を向上させ、ルールの大切さを学びます。



社会復帰支援

帰宅調整 引受人を検討・調整して適切な住居を得ることや、そこへ円滑に帰宅するための支援を行います。	就労支援 求人情報の提供、採用面接の実施、職場見学など、出院後の就業のための手助けをします。	修学支援 受験や復学に向けた学校との調整など、修学のための支援を行います。	医療・福祉支援 関係機関を交えたカンファレンスなど、医療や福祉に関する援助を行い、円滑な社会復帰を助けます。
---	--	---	--

少年鑑別所について

少年鑑別所とは

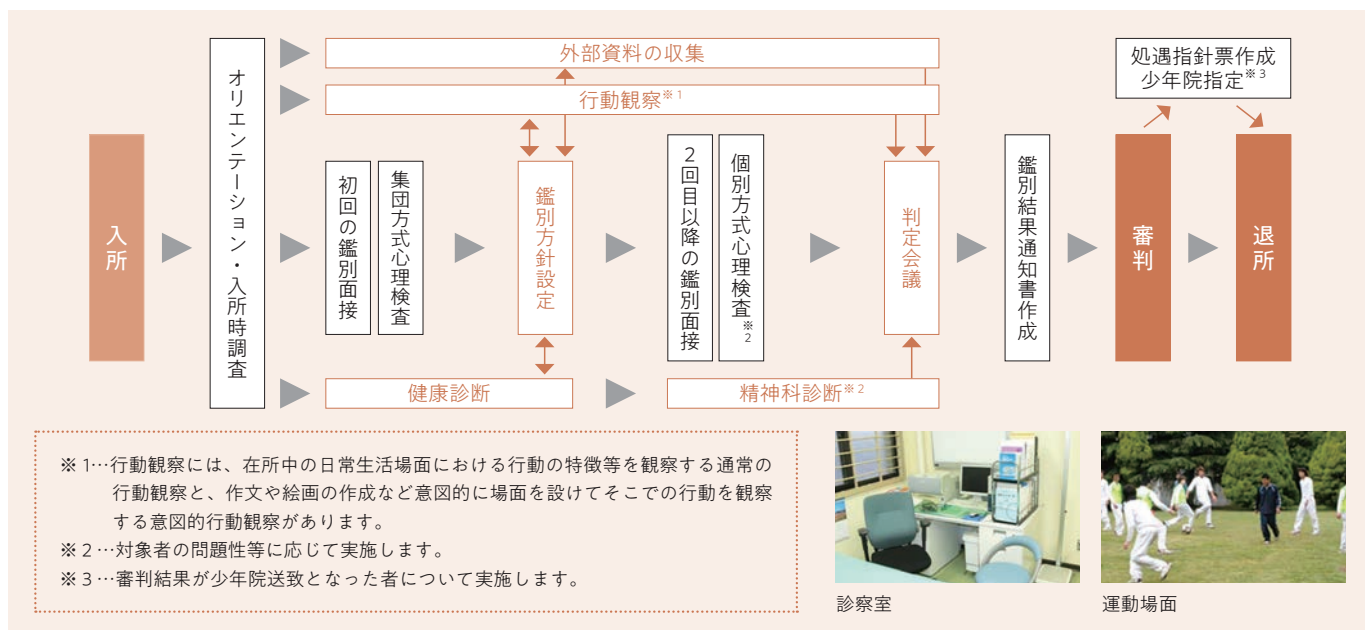
少年鑑別所は、① 家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、② 観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③

地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設です。

鑑別の流れ

鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。

鑑別は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長からの求めに応じて行います。観護の措置が執られて収容された者に対して行われる鑑別の流れは、以下のとおりです。



診察室



運動場面

観護処遇

観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者に対し、落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう、規則

正しい生活を送らせるとともに、その者の特性に応じた適切な働き掛けを行い、健全な育成を支援します。

地域援助業務

少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童関係機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わ

る関係機関・団体との連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。

法務少年支援センターみと（青少年問題相談室）	〒310-0045 水戸市新原1-15-15	☎029-251-4816
うつのみや法務少年支援センター	〒320-0851 宇都宮市鶴田町574-1	☎028-648-5686
法務少年支援センターぐんま	〒371-0035 前橋市岩神町4-5-7	☎027-233-7552
さいたま法務少年支援センター（非行防止相談室ひいらぎ）	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-16-36	☎048-862-2051
千葉法務少年支援センター	〒263-0016 千葉市稲毛区天台1-12-9	☎043-251-4970
東京法務少年支援センター（ねりま青少年心理相談室）	〒179-0084 練馬区水川台2-11-7	☎03-3550-8802
東京西法務少年支援センター（もくせいの杜心理相談室）	〒196-0035 昭島市もくせいの杜2-1-1	☎042-500-5295
よこはま法務少年支援センター（青少年心理相談室）	〒233-0003 横浜市港南区港南4-2-1	☎045-845-2333
新潟法務少年支援センター	〒951-8133 新潟市中央区川岸町1-53-2	☎025-265-1622
法務少年支援センター甲府	〒400-0055 甲府市大津町2075-1	☎055-241-7747
法務少年支援センター長野（善光寺下の青少年心理相談室）	〒380-0803 長野市三輪5-46-14	☎026-237-1123
法務少年支援センター静岡	〒422-8021 静岡市駿河区小鹿2-27-7	☎054-281-3220

社会復帰までの流れ

再犯防止に向けての取組について

犯罪白書によれば、刑法犯検挙人員のうち再犯者が約5割を占めていて、再犯者による犯罪は、依然として地域社会の安全・安心にとって大きな脅威となっています。社会をより安全な場、そして、安心して暮らせる場にしていく上においても、再犯者を減らすことが課題ですが、刑事司法関係機関のみの取組では限界があることから、国だけでなく地方公共団体にも再犯防止に取り組む責務を明記するとともに、犯罪をした者等が、刑務所等に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、支援を受けられるよ

うにすることなどを理念として掲げた**再犯の防止等の推進に関する法律**が平成28年に成立しました。この法律に基づき、現在、第一次再犯防止推進計画（計画期間：平成30年度から令和4年度まで）に基づく取組の検証を踏まえて、令和5年3月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画（計画期間：令和5年度から令和9年度まで）に基づいた取組が行われていて、地方公共団体でも様々な取組が進められています。

第二次再犯防止推進計画の骨格

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間協力者等との緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて施策を実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果、民間団体等の意見等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

平成30年度には、東京矯正管区に更生支援企画課が設置され、矯正行政に関する地方公共団体や地域の民間支援団体・関係機関との総合窓口としての機能を担うことになりました。現在、地方公共団体における地方再犯防止推進計画の策定支援、再犯防止施策の実施に向けた情報提供や助言、矯正施設が所在する市区町村の首長によるネットワークである矯正施設所在自治体会議の運営に関する支援を行っています。



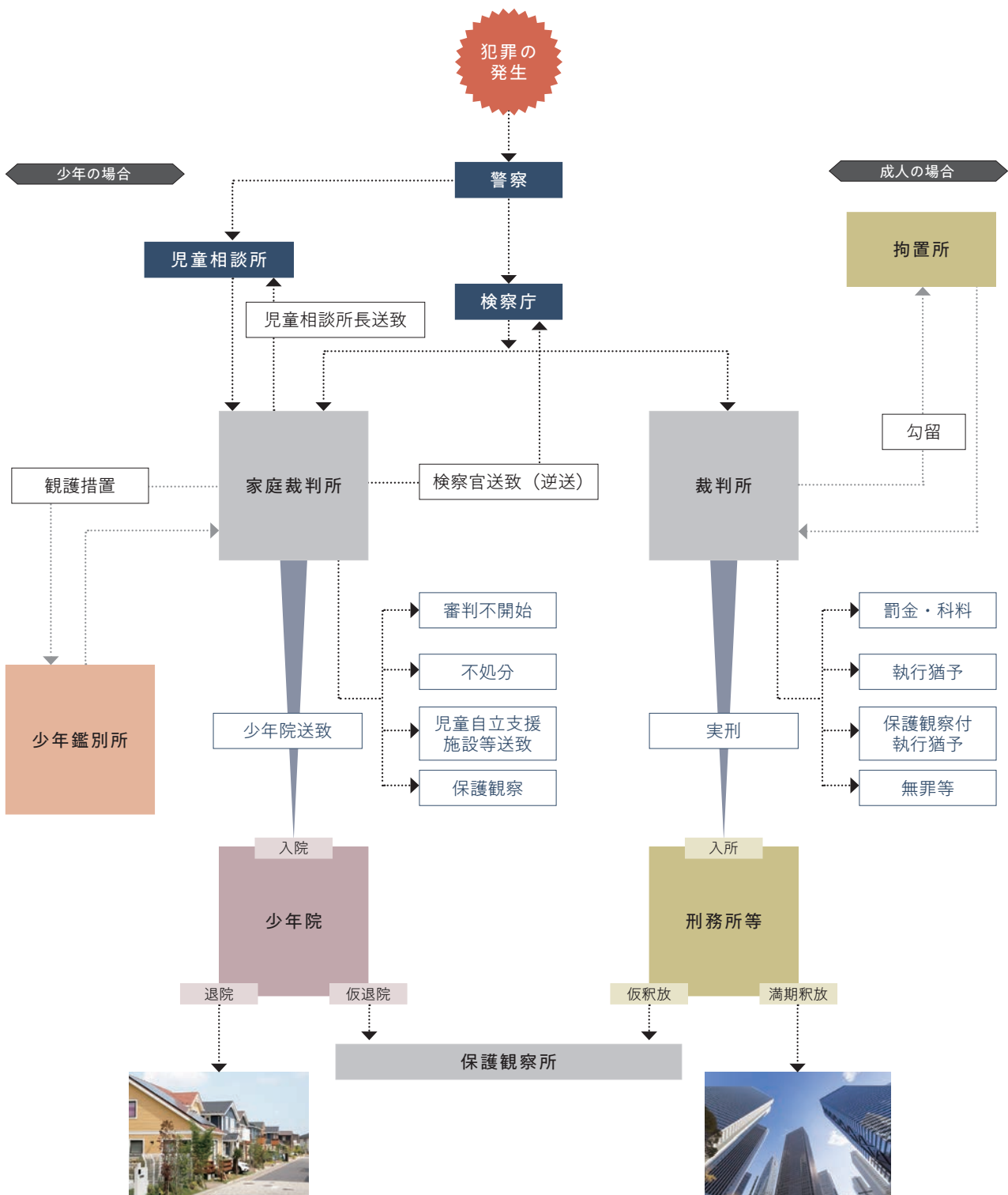
受験外出（少年院出院後に進学する大学の受験）



職場見学（少年院出院後の就職に向けての職場見学）



刑務所や少年鑑別所、少年院の位置付けを理解していただくために、
犯罪発生後の一般的な流れを簡略化した図です。



就労支援



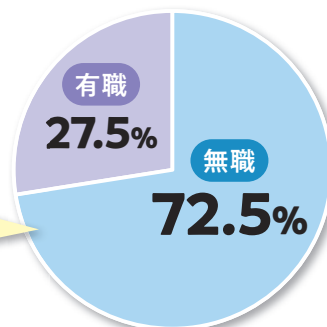
コレワーク 関東（矯正就労支援情報センター室）

コレワーク関東は、刑務所や少年院に収容されている者の雇用を希望している事業主に対して、採用条件に適合する者を収容している矯正施設等を紹介するなど、刑務所出所者等を雇用するためのサポートをしています。

刑務所出所後に無職であることは、再犯の大きな要因となっているため、再犯防止や犯罪被害の減少につなげることができるよう、出所者等雇用の拡大に努めています。

再犯をして刑事施設に戻った人の多くが、仕事をしていませんでした。

（令和4年矯正統計年報による。）



コレワークのサービス

コレワークは、事業主に対して、以下の3つのサービスを提供し、受刑者等の就労を支援しています。

(1) 雇用情報提供サービス

- 全国の受刑者等の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を紹介

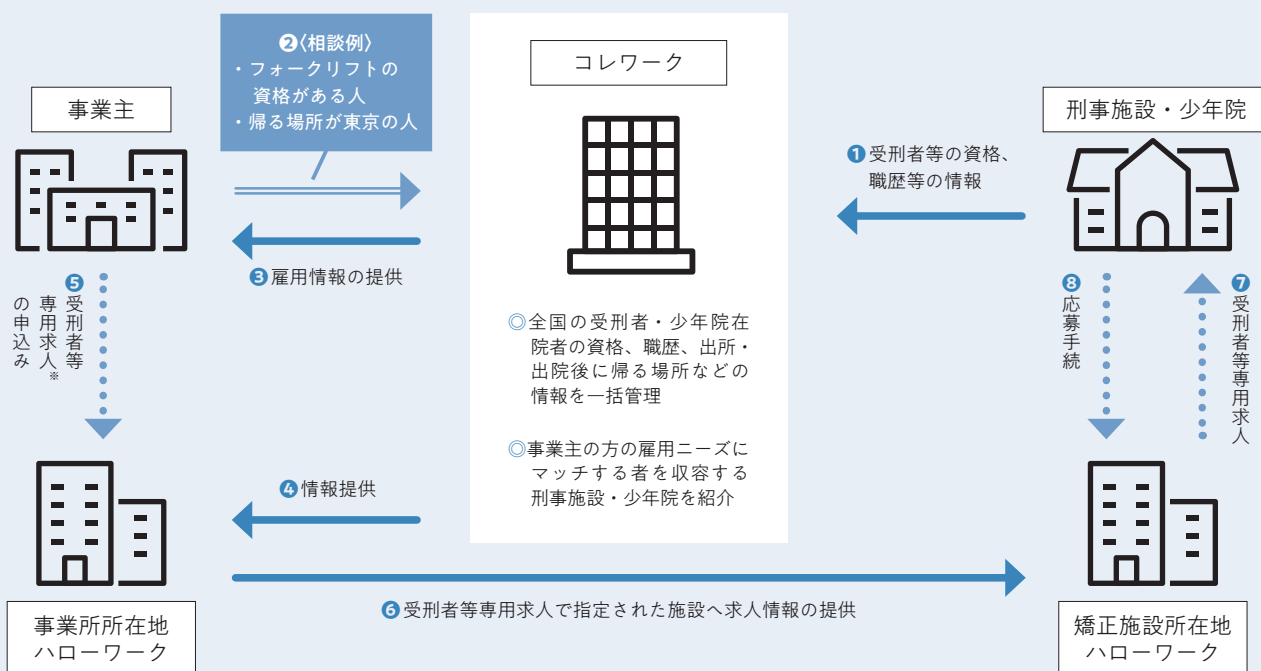
(2) 採用手続支援サービス

- 事業主の方の矯正施設での一連の採用手続を幅広くサポート

(3) 就労支援相談窓口サービス

- 事業主の方に対する各種支援制度を案内
- 事業主の方に対する矯正施設見学会、就労支援説明会等を案内
- スタディツアー、雇用セミナーの開催

〈雇用情報提供サービス〉



※受刑者等専用求人とは？ ①一般の求職者には非公開。②特定の刑事施設、少年院を指定して求人を行うことができます。



就労に向けた刑事施設・少年院の取組

刑事施設では、刑務作業を通じて勤労意欲を高め、職業上有用な知識や技能の習得をさせているほか、免許・資格（介護職員初任者研修、溶接技能者、電気工事士、自動車整備士免許等）が取得できる職業訓練を実施しています。

少年院では、矯正教育の中で、職業上有用な知識や技能の習得のほか、大型特殊自動車運転免許、小型車両系建設機械運転特別教育、玉掛け技能講習等数多くの資格を取得

させる職業指導を実施しています。

刑事施設・少年院では、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるための指導や、学校教育の内容に準じた教育を行っており、社会復帰後の就労につなげることを目指した指導を実施しています。

職業訓練等



電気通信設備科



土木建築科

就労に向けた指導



就労支援スタッフによる面接



少年院の職業生活設計指導



刑事施設の就労支援指導

- ・あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話応対等の仕方について習得
- ・職場で困難な場面に直面した場合の対処法を訓練を通じて具体的・実践的に習得

事業主の方を支える仕組み

刑務所出所者等を雇用する事業主の方を支えるため、様々な支援制度が用意されています。

また、法務省や一部の地方公共団体において、入札参加

資格審査や総合評価落札方式における優遇措置が設けられています。

所在地：〒330-0081 さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館1階

電話番号：0120-29-5089（つなぐコレワーク）

Eメール：corrework-kanto@i.moj.go.jp

ホームページ：https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/CORRE-WORK/index.html

受付時間：平日 10:00～17:00

ご相談は、電話・メールでも受け付けております。

地域社会と共生する矯正へ

再犯防止施策は、犯罪をした者等の立ち直りを政府・地方公共団体・民間協力者が一丸となって支え、誰もが安心して暮らせる社会を実現することを目指しています。また、矯正施設は、地域社会の一員として良好なコミュニティを築き共生していくことが求められています。再犯防止に向け、また、地域と共にあるために、私たちは、地域社会と向き合い、「開かれた矯正」を実現するために様々な取組を進めています。その一つが、「地域貢献」や「地域援助」です。東京矯正管区は、地域社会と共生する矯正の実現を目指します。

地域貢献のカタチ —災害支援—

災害に強い矯正施設だからできること。

◆平成30年12月14日、国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）の見直しによって、矯正施設が大規模災害時の活動拠点として明記されました。



平成30年7月
西日本豪雨災害における避難所開設
(岡山刑務所・鳥取刑務所等)

平成28年4月
熊本地震における避難所開設
(熊本刑務所)

矯正における災害支援の経緯



令和6年1月
能登半島地震における被災地支援
(管区機動機動隊派遣)

平成23年3月
東日本大震災における避難所等運営支援
(石巻市：矯正管区機動警備隊のほか矯正職員派遣)

令和5年9月
台風15号における被災地支援
(静岡刑務所)



令和5年9月
シャワーブース設置(静岡刑務所)

令和元年10月
台風19号における被災地支援
(須坂市、水戸市、川崎市に対して管区機動警備隊派遣)

〈災害への備え〉



エアテントの組み立て訓練



傷病者対応訓練



炊き出し訓練



仮設トイレ設置訓練



地域援助のカタチ —心理・教育的支援—

少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解に関する知識・ノウハウを活用して、児童関係機関、学校・教育関係機関、NPO法人等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。相談等の依頼は、子どもから大人まで幅広く対応しています。

東京矯正管区では、管内12施設において、来訪・電話による個別相談のほか、学校・福祉現場等に向いてのコンサルテーションや研修、事例検討会への参加、児童・生徒向けに少年矯正行政の紹介や非行防止の啓発などの法教育等、多様な支援活動を行っています。また、近年は、さいたま法務少年支援センターのサテライト、東京法務少年支援センターのサテライト相談室の開設など、相談拠点の拡大にも力を入れています。



大学生への講義



一般の方への心理相談



一般の方への箱庭療法



中学生への法教育

さいたま法務少年支援センターサテライト

平成30年12月、東京矯正管内の矯正広報ブースにさいたま法務少年支援センターサテライトを開設しました。さいたま市浦和区に所在するさいたま法務少年支援センターの職員が出張し、青少年の健全育成に関する相談や刑事施設出所者等の支援、協力雇用主からの相談等に応じています。そのほか、関係機関の方々との打合せや事例検討会等にも活用しています。

なお、相談受付はさいたま法務少年支援センターで行っています。



協力雇用主からの相談

問合せ先

さいたま法務少年支援センター(非行防止相談室ひいらぎ) ☎ 048-862-2051

THE LAST DEFENSE LINE



あきらめない——。

必ず立ち直らせてみせる。
もう、二度と過ちを起こさせないためにも。

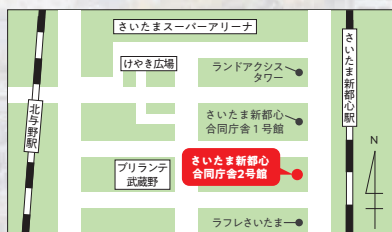
これまでも、これからも。
この国の治安を守り、明日を信じる仕事を“矯正”という。



採用情報はこちら

受験資格や試験日程の詳細は、法務省ホームページに掲載されています。
http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html





〒 330-9723

さいたま市中央区新都心 2-1

さいたま新都心合同庁舎 2号館 13階

【TEL】048-600-1500 【FAX】048-600-1505

